

# 社会福祉法人 久間田福祉会

## 理事及び監事報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久間田福祉会の理事及び監事（以下「役員」という）の報酬等について定めるものとする。

### (理事会の出席報酬等)

第2条 役員が理事会及び評議員会等に出席した場合は別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 役員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

3 前項にかかわらず、法人より給与報酬を得ている理事及び監事については、報酬及び実費弁償費は給与報酬にて支払われているものと解し、本規程に定める報酬を支払わない。

### (改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員の決議による。

### 附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 久間田福祉会

理事及び監事報酬に関する規程 別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円

# 社会福祉法人 久間田福祉会

## 評議員報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久間田福祉会の役員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員をいう。

### (評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員会に出席した役員には、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 理事及び監事等が評議員会への出席した場合は、理事及び監事報酬に関する規程に基づき支給する為、この規程には該当しない。

### 附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 久間田福祉会

評議員報酬に関する規程 別表1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	日額 4,000 円	日額 1,000 円